

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏名 久保 雅志	所属庁・官職 名古屋地方裁判所判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国
提出書面 平成26年4月17日付け報告書簡（3頁）		
報告期間中の日程の概略（平成26年2月24日～3月31日） 2月24日～3月7日 大阪高等裁判所坂本好司判事の調査の包括協力 3月17日 コブレンツ弁護士会訪問 3月24日 ローアバッハ司法執行施設（刑事収容施設）見学 3月26日～3月28日 ドイツ民事訴訟法学会に参加		
キーワード欄 ・ 包括協力 ・ 司法執行施設（刑事収容施設）見学 ・ ドイツ民事訴訟法学会		

平成26年4月17日

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（ドイツ）

名古屋地方裁判所判事補 久 保 雅 志

1 大阪高等裁判所坂本好司判事の調査の包括協力

2月24日から3月7日にかけて、大阪高等裁判所坂本好司判事の調査について包括協力をさせていただきました。至らぬ点多かったと思いますが、特に私の受入れを担当していただいている ■■■■■ 氏が非常に交友関係が広く、様々な方へのインタビューのアレンジを引き受けていただけるなど、全面的なサポートをいただけたこともあり、なんとか日程を終えることができました。今回の包括協力に限りませんが、ドイツ側の皆様には様々な点で非常に親切にかつ真摯に対応していただけており、そのこと感謝する毎日です。

2 ローアバッハ司法執行施設（刑事収容施設）見学

- (1) 3月24日に、マインツから自動車で約1時間程度離れた Wöllstein という地域にある Justizvollzugsanstalt Rohrbach を訪問する機会に恵まれました。

„Justizvollzugsanstalt(JVA)“ は、直訳すれば「司法執行施設」に近いかと思われませんが、基本的には日本の刑事収容施設にあたります。

私が現在研修を行っているラインラントプファルツ州には10か所の JVA があり、それぞれ管轄が異なっておりますが、JVA Rohrbach は、勾留及び主として3年以下の自由刑の受刑者を管轄しており、約400人を収容しているとのことでした。なお、JVA

には、他にも、より重い刑の受刑者のための施設や少年のための施設などがあります。

- (2) JVA Rohrbach の内部は、[REDACTED] 及び勾留部門担当の [REDACTED] 氏にご案内いただきました。同 JVA の建物は、2002 年に建築されたとのことであり、建物はかなり近代的な印象を受けるものでした。

施設の性質上、建物の外側は塀で囲まれ、塀の上には鉄条網が設置されておりましたが、内部の建物はカラフルに塗られており、明るい印象を受けました。

JVA Rohrbach は男性及び女性の受刑者を管轄しておりますが、建物は同じものを使用し、最上階は女性受刑者、それ以外は男性受刑者、勾留は建物の地上階を利用しているとのことでした。

- (3) 見学させていただいた施設の中で特に興味深かったのは面会室です。面会室には個室のほか大部屋もあり、また、子どもとの面会用におもちゃなどが置かれた部屋もありました。なお、個室には受刑者と面会に来た者との間にアクリル板はあるものの、高さは 10 センチメートル程度であり、ハグなども可能であるとのことでした。

また、施設見学中に受刑者らとすれ違う際には、受刑者と刑務官がかなり和やかに会話をしているという印象でした。

- (4) なお、同施設に限らず、JVA の目下最大の問題は、施設内での違法薬物使用であり、施設としても様々な対処をしているものの、実際には違法薬物が施設内に持ち込まれており、大きな問題であるとのことでした。

- (5) ドイツの刑事収容施設の情報については、文献等で接することはありませんでしたが、実際に訪れる機会を得られたことは非常に幸運

だったと思います。

3 その他

(1) 3月17日に、コブレンツ弁護士会（ドイツでは、高等裁判所単位で弁護士会があります。）にご挨拶に伺いました。弁護士会では、5月の初旬に他の弁護士会との協議会等を複数企画されているとのことで、その時期に弁護士会での研修をさせていただくことになっております。

とお話ししましたが、日本では弁護士は（ドイツの16万人に対し）3万人程度である旨説明したところ、大分驚いておられるようでした。

(2) 3月26日から3月28日にかけて、ドイツ南部のフライブルクで開催されたドイツ民事訴訟法学会に参加いたしました。伝統的な民事訴訟法学的思考の役割といった学術的な議論から、ヨーロッパ法や仲裁など現在ホットな話題まで、様々な議論がされており、大変勉強になりました。

(3) なお、3月は、上記の諸点のほか、区裁判所の民事事件（破産事件・民事執行事件を含む。）、家事事件の記録検討、傍聴を行いました。引き続き4月も行ったことから、この点につきましては、次回にまとめて報告させていただきます。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏名 久保 雅志	所属庁・官職 名古屋地方裁判所判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国
提出書面 平成26年5月20日付け報告書簡（4頁）		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月10日～5月2日） 3月10日～4月17日 マインツ区裁判所において研修 4月22日～5月2日 コブレンツ高等裁判所（上級州裁判所）において研修		
キーワード欄 ・ 区裁判所 ・ 家事事件，執行事件，破産事件 ・ 高等裁判所		

平成26年5月20日

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（ドイツ）

名古屋地方裁判所判事補 久 保 雅 志

1 マインツ区裁判所における研修

- (1) ドイツの区裁判所(Amtsgericht)は、比較的軽微な民事事件や刑事事件を担当しているほか、家事事件、執行・破産事件などを担当し、また、登記事務等も担当しております。

なお、ドイツ語の“Amt(s)”という単語は、特に「簡易」というニュアンスはないようです。民事訴訟法典で“Von Amts”という場合は、「職権で」と訳されるのが定訳のようですし、また、日本から荷物を送った場合、“Zollamt”（税関）から連絡が来ることがあります。

- (2) 区裁判所は、民事事件として、訴訟物の価額が5,000ユーロを超えない事件のほか、賃貸借関係事件、支払督促事件（ただし、ラインラント・プファルツ州では1庁が集中的に担当している。）なども担当しています。日本の簡易裁判所と比べると訴訟物の価額の上限は低めに抑えられていますが、ドイツでは訴訟物の価額が低額な事件も多数提起されており、ドイツ全国では毎年120万件前後の新件が区裁判所に係属しております。

一方、地方裁判所以上での手続と異なり、原則として弁護士強制の制度が採用されていないため、本人訴訟が可能となっています。統計的には、双方とも弁護士を依頼していない事件は1割弱ですが、双方とも弁護士を依頼している事件も45%程度にとどまり、実際にも、一方当事者（主に原告）のみが弁護士に依頼し

ている事案はかなり多いと感じられました。そのため、区裁判所で審理を担当すると、弁護士を依頼していない当事者について、主張の内容の明確化や手続の説明などが必要になる場合があるようでした。

また、弁護士費用が敗訴者負担になる点は地方裁判所以上の手続と同様であるため、法廷において、弁護士を依頼しなかった被告が、敗訴により原告が依頼した弁護士の報酬も負担することになる旨説明を受け、敗訴自体は特に争わないものの、なぜ自分は弁護士を依頼していないのに弁護士費用を負担する必要があるのか納得できないと述べてその点で審理が長引く事案もありました。

- (3) 破産事件については、消費者破産や事業者破産の記録などを検討させていただきました。ドイツの破産法上、いわゆる同時廃止事件は存在せず、すべての事件について配当を目的とする受託者が選任され、破産手続開始決定から6年後に初めて免責を受けることができるため、日本の同時廃止手続にはかなり驚かれています。
- (4) 執行事件については、不動産執行事件の記録を検討させていただいた他、実際の入札期日も傍聴いたしました。入札期日は、通常の法廷で公開で行われ、軽い冗談も飛び交うような雰囲気の中、傍聴席から手を挙げて入札額を述べていくという形式で行われていました。20人前後が来ていましたが、事業者と思われる方のほか、夫婦と思われるカップルなども複数来ており、鑑定書で物件を確認したり、相談したりしながら入札していました。
- (5) 家事事件は、離婚事件のほか、親子関係確認や親権関係事件などを検討させていただきました。なお、家事事件は区裁判所の管

轄の事件でありながら現在も原則として弁護士強制が採用されている分野ですが、多数の事件で訴訟費用救助の決定がなされていました（裁判官にお聞きしたところでは、70～80%程度ではないかとのことでした。）。また、涉外性を持った事件も多く、地続きであるというヨーロッパの地域的特性が現れているように感じました。

2 コブレンツ高等裁判所（上級州裁判所）における研修

(1) ラインラントプファルツ州には北部のコブレンツと南部のツバイブリュッケンに高等裁判所があり、また、それぞれに対応した弁護士会が存在します。州議会や行政官庁などは州都であるマインツに集中していますが、司法に関してはむしろコブレンツに集中しているという印象です。このあたりは、連邦憲法裁判所や連邦裁判所は首都であるベルリンに設置されていないという発想と通じるものがあるのかもしれませんが。

(2) コブレンツ高等裁判所は、バードークロイツナッハ地方裁判所、コブレンツ地方裁判所、マインツ地方裁判所、トリーア地方裁判所の管轄地域を管轄する高等裁判所であり、管轄区域内に31の区裁判所があります。

コブレンツ高等裁判所には民事部(Zivilsenat)が14部、刑事部(Strafsenate)が2部存在しており、今回は民事部を中心に傍聴や記録の検討をさせていただきました。

非公開の手続も含めて様々な事件を傍聴させていただきましたが、面接交流事件における裁判所からの和解勧告などは、非常に興味深いものでした。また、高等裁判所で実施された証人尋問で、証人が重要な書証を持参して裁判所に示した結果、控訴人が控訴を取り下げて事件が終了したというものもありました。弁護士が

事前に証人予定者と接触することで、書証の存否なども確認できる事案だったのではないかとと思われる事案であり、ドイツにおける弁護士が証人予定者に接触しないという部分の運用とも関連する問題だと感じられました。

3 その他

(1) イースター休暇

ドイツでは、イースターの前後4日間は法定休日となりますが、この前後に1～2週間の休暇をとることも多いようで、その期間は「イースターに何をする（した）か」という話題で盛り上がります。裁判所でも、裁判官室に掲げてあるネームプレートに「○月○日から○日まで休暇（ウアラウプ）」などとメモを貼っているのを見かけました。

(2) ■■■■■氏の異動

昨年より私の受入れを担当していただいていた■■■■■氏が、マインツ地方裁判所からヴォルムス区裁判所に異動されました。■■■■■氏には様々な面で非常にお世話になったため、寂しくなりますが、帰国前に一度挨拶を兼ねてヴォルムス区裁判所も訪問させていただこうと考えております。

なお、以前、ドイツの裁判官について紹介された文書で、職業裁判官は最初に任命された裁判所に留まるのが普通である旨の記載を読んだことがあります。私がマインツ地方裁判所で研修を開始して以降他にも異動された方がおられますし、以前は他の庁で仕事をしていたという話を聞くこともしばしばです。特に若い裁判官については、例外も多いように感じられました。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第8回）

氏名 久保 雅志	所属庁・官職 名古屋地方裁判所判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国
提出書面 平成26年6月17日付け報告書簡（5頁）		
報告期間中の日程の概略（平成26年5月5日～5月31日） 5月5日～5月16日 コブレンツ弁護士会において研修 5月19日～5月31日 マインツ地方裁判所において研修 5月22日 アルツァイ区裁判所を訪問 5月27日 フランクフルト・ゲーテ大学においてゼミナール（Recht und Gesellschaft im modernen Japan）に参加		
キーワード欄 ・ 弁護士会 ・ 現地期日 ・ 区裁判所 ・ 日本法ゼミ		

平成26年6月17日

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（ドイツ）

名古屋地方裁判所判事補 久 保 雅 志

1 コブレンツ弁護士会における研修

- (1) 5月5日から同月16日まで、コブレンツ弁護士会において研修をさせていただきました。

ドイツでは、弁護士会は原則として高等裁判所単位で設けられるため、ラインラント・プファルツ州では2つの弁護士会があることとなります。ラインラント・プファルツ州全体には弁護士が約4,800人いますが、そのうち約3,350人がコブレンツ弁護士会に、約1,450人がツバイブリュッケン・プファルツ弁護士会に所属しています。

弁護士会は、コブレンツ地方裁判所やコブレンツ高等裁判所から歩いて数分の場所にあるビルに入っており、同ビルには、他に、弁護士事務所なども入っているとのことでした。

- (2) 弁護士会の業務は多岐にわたりますが、特に興味深かった点を挙げます。

・ 専門弁護士と研修制度

ドイツでは、所定の要件を充足すると専門弁護士を名乗ることができます。現在は税務関係事件や医療事件、建築事件、刑事事件といった20種類ほどの専門弁護士が定められていますが、さらに拡大が検討されているようです。

具体的な認定要件は専門分野によってそれぞれですが、たと

例えば、建築事件については、直近３年間で８０件以上の事件（そのうち、少なくとも４０件は裁判手続であり、その裁判手続のうち少なくとも６件は独立証拠調手続であること。）、労働事件については、直近３年間で１００件以上の事件（そのうち、少なくとも半数は裁判所等での手続であること。）を担当する必要があるなど、かなりの件数を集中的に担当する必要があるように感じられました。

また、専門弁護士を名乗り続けるためには、年に１０時間以上の研修が義務付けられており、弁護士会の主な任務のひとつは、その研修の設定であるとのことでした。

・ 懲戒制度

ドイツの弁護士会も、弁護士に対する懲戒を担当していますが、弁護士会自身では軽い処分をするのみであり、特定分野での活動の禁止、除名などの処分は弁護士裁判所が担当します。

この弁護士裁判所は、３審制で、第１審は３人の弁護士が合議体を構成しますが、控訴審は３人の弁護士と２人の職業裁判官の５名の合議体、上告審は連邦通常裁判所長官を裁判長とし、ほかに弁護士裁判官２名、職業裁判官２名の合計５名の合議体により判断するとのことでした。また、弁護士裁判所への提訴やそれに先立つ捜査等は検察庁が担当するため、弁護士会は、ある程度の重さの処分をする必要があると考えた場合は、事件を検察庁に送ることになります。

ちなみに、弁護士裁判所第１審はコブレンツ地方裁判所の法廷を借りて、第２審は高等裁判所の法廷で審理を行うとのことでした。

・ 弁護士の紹介

ドイツでも、各弁護士会によって登録されたデータを下に、
弁護士の検索が可能になっていますが、ここでは20種類の専
門弁護士のほかに、300種類を越える取扱業務も選択するこ
とができるようになっています。

また、インターネットで検索する場合も、入力された条件を
充足する弁護士が5名以上いる場合は、無作為に5名を選んで
表示するとのことでした。

- (3) 上記のような弁護士会業務のほか、5月5日の連邦弁護士会の
会議や5月14日に行われたコブレンツ弁護士会の総会などにも
出席させていただきました。

連邦弁護士会の会議は、連邦の各弁護士会の会長や副会長が年
に2回ベルリンに集まり、弁護士会規則の改定等について話し合
うというもので、専門弁護士の新設などについて活発な議論がさ
れていました。

また、コブレンツ弁護士会の総会は、今年はトリーアというル
クセンブルク大公国との国境近くの街にあるヨーロッパ法アカデ
ミーで行われていました。弁護士会の役員の選挙や新入会員が一
人ひとり宣誓をして弁護士会から書類を受け取るなどの手続のほ
か、弁護士業務の電子化についての説明なども行われていました。

- (4) その他

ドイツでは、弁護士の費用は法定され、敗訴者が負担するのは
その範囲となりますが、それを下回らない範囲では当事者と任意
で報酬の合意をすることが可能です。

ただ、その場合でも原則としていわゆる成功報酬は禁止されて
おり、実際にも訴訟の帰結は弁護士報酬には直接影響しない、と
のことでした。これは、弁護士が勝訴に不必要に捕われないため

にも非常に重要であるとのことであり、弁護士と当事者との距離感を考える上でも重要な視点ではないかと考えました。

2 民事訴訟手続における現地期日

(1) 5月の後半は、再びマインツ地方裁判所で主に民事事件の検討をいたしました。その中で、建築瑕疵が争われた事件について、いわゆる早期第1回期日方式で行う第1回期日を現地で行い、その場で証人尋問も行うということで、同行させていただいた事案がありました。

(2) 同行させていただいた事案は、中古の建物の売買で瑕疵があったと主張されたもので、比較的争点が絞りやすい事案でした。このような事案については、第1回期日で現地を見て証人の話を聞いてしまうという方法も有効なように感じられました。とはいえ、訴状のみ、あるいは訴状と答弁書のみの段階でかなり正確に見通しが付けられる必要があり、この点を見誤るとかえって長引く結果になってしまう可能性もあるように感じられました。

なお、裁判所における手続と同様、現地期日でも書記官などは同行せず、裁判長が記録とポータブル録音機を持って現地に行き、通常の法廷と同様に証人尋問の結果などを調書に録音していました。

3 その他

(1) アルツァイ区裁判所訪問

マインツ地方裁判所の管轄区域には、マインツ区裁判所のほか、アルツァイ区裁判所、ビンゲン区裁判所及びヴォルムス区裁判所があります。アルツァイ区裁判所は12世紀に建てられた古城を修復して裁判所として利用しており、独特な外観をしています。

アルツァイ区裁判所を訪問させていただき、

から、アルツァイ区裁判所の特徴などについて説明をしていただきました。

(2) フランクフルト・ゲーテ大学においてゼミナール (Recht und Gesellschaft im modernen Japan) に参加

2月10日にフランクフルト・ゲーテ大学で行われたの講演会にいらしていたにお誘いいただき、とともに、フランクフルト・ゲーテ大学でが担当されている、「現代日本の法と社会」というゼミに参加させていただきました。

私は、自己紹介として自分の経歴を紹介したところ、それに関連して日本の法曹養成制度などについて質問を受け、また、, いろいろと質問を受けていました。

私自身も、普段学生と話す機会がないので、たとえば、裁判所に(原告、被告、あるいは証人として)行ったことがあるかと訊いてみましたが、傍聴人として行った経験があるという学生はいたものの、当事者として法廷に行ったことがあるという学生はおらず、たとえば友人や家族がそのような形で法廷に行ったことがあるという方もいませんでした。

普段統計などをみていると、日本と比べてドイツでは訴訟が非常に多いことから、学生も訴訟を身近に感じているのかと想像していましたが、そうでもなさそうであり、この点は意外でした。

なお、ゼミの参加者の中には、かなり流暢に日本語を話すことができる学生もあり、その点も刺激になりました。

以上

平成26年7月18日

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（ドイツ）

名古屋地方裁判所判事補 久 保 雅 志

1 BETTE WESTENBERGER BRINK 弁護士事務所において研修（6月1日～6月6日）

(1) 弁護士事務所の概要

BETTE WESTENBERGER BRINK 弁護士事務所は、マインツでも最大規模の弁護士事務所であり、11人の弁護士を擁するマインツ事務所のほか、ベルリンやエアフルトなどにも事務所があります。研修期間中は、当事者からの法律相談や法廷での弁論のほか、顧問会社の監査役会などにも同席させていただくことができました。

(2) 1週間と短期の滞在でしたが、特に興味深いと感じた点としては、以下の点があります。

ア 撤回権留保和解について

ドイツの実務では、撤回権を留保した和解（期日において、一定期間（1週間から3週間程度が多いように感じられました。）中に和解を撤回する権利を留保してする和解）がなされることがあります。主に当事者本人が法廷に来ておらず、弁護士のみで和解する場合に用いられているようです。弁論に同行させていただいた際、この方法で和解している事案がありました。その後、和解によることのメリットなど、和解をした理由を依頼者に説明するとのことでしたが（依頼者や訴訟費用を負担することとなる保険会社が納得しなければ、和解を撤回して

訴訟が継続することになるとのことでした。）、仮に日本で同様の手続きが行われた場合には、弁護士と依頼者との信頼関係などで非常に難しい問題を生じさせる可能性があるように感じられました。

なお、社会裁判所などで扱う行政事件でも利用されており、被告である行政庁は、とりあえず和解した上で持ち帰って検討するとして和解している例もありました。

イ 専門弁護士制度について

BETTE WESTENBERGER BRINK 弁護士事務所は、マインツ最大規模の事務所ということもあり、行政事件や労働事件などの専門弁護士資格を有する方がおられ、また、会社関係事案なども多く扱っているとのことでした。

専門弁護士の資格を取得するためには、多数の事件を取り扱う必要がありますが、そのような事件は、既に専門弁護士がいる事務所に集中する傾向があるため、若い弁護士が新たにそのような資格を取得するのは必ずしも容易ではないとのことでした。

2 ビンゲン区裁判所において研修（6月9日～6月13日）

(1) 裁判所の概要

マインツ地方裁判所の管轄区域内には、4つの区裁判所がありますが、ビンゲン区裁判所はその一つであり、マインツから電車で20分ほどのライン川に面したビンゲン市（正式には、「ビンゲン・アム・ライン」）にあります。なお、ビンゲンからコブレンツまでは、「ライン溪谷中流上部」として世界遺産に登録されており、裁判所からもライン川がよく見えます。

(2) 事務処理について

マインツから近いということもあり、事務処理においてマインツ区裁判所と顕著な差は感じられませんでした。また、代理人として来られている弁護士も、ビンゲンのみならず、マインツやヴィースバーデンといった近隣の大規模都市の方もおられ、この点もあまり差異がないように感じられました。もともと、たとえば、非公開である家事事件の開廷表において、マインツ区裁判所では当事者名は記載されているのに対し、ビンゲン区裁判所では事件番号のみで当事者名は記載しないなど、細かい点で取り扱いにおいて差異があり、興味深いと思いました。

なお、ビンゲン区裁判所に所属する10名の裁判官のうち、8名が女性裁判官なのですが、特に理由があってこのような配置にしている訳ではないとのことでした。

3 ヴォルムス区裁判所において研修（6月16日～6月20日）

(1) 裁判所の概要等

ヴォルムス区裁判所では、4月までマインツ地方裁判所で私の受入れを担当していただいた[]氏が後見事件と民事事件を担当されており、担当されている事件を検討、傍聴させていただくことができました。また、同裁判所には、少年拘禁施設も併設されており、こちらも見学することができました。

(2) 後見事件について

[]氏が担当している後見事件として、後見延長の可否を判断するための面接などに同席させていただきました。後見事件について、裁判官による直接面接を行った上で、疑問があれば鑑定をすることが多いということでした。また、近年後見事件が増加しており（これは、これはビンゲン区裁判所の所長もおっしゃっていました。）、担当者の増員などが検討されているとの

ことでした。

(3) 少年拘禁について

ア 少年拘禁は、犯罪を起こした少年に対して行われるものであり、判決自体に少年拘禁施設に一定期間滞在するようにと記載される場合に任意に来所するのが原則形のように記載される場合、たとえば、判決で定められた条件を遵守していない場合に、警察官が強制的に連行する場合もあるとのことでした。

なお、少年拘禁施設は閉鎖施設であるが、そこでの滞在は「刑罰」ではないと認識されており、どうすれば条件を遵守できるかといったことを話し合ったりするプログラムがあるとのことでした。

また、溶接などを実習できる設備もありました。

イ 少年拘禁施設は、ラインラント・プファルツ州に1か所しかなく、また、隣接するザールラント州の少年も担当しているとのことでした。また、少年拘禁施設はヴォルムス区裁判所に隣接しており、その裁判官が施設入所後の少年達との面談等も担当されているとのことでした。

4 国際司法裁判所及び国際刑事裁判所の訪問

在オランダ大使館の児玉禎治書記官やブリュッセルに留学中の倉重龍輔判事補に企画していただき、オランダ・ハーグ所在の国際司法裁判所、在オランダ日本大使館及び国際刑事裁判所を訪問し、各裁判所職員のほか、小和田恒国際司法裁判所判事や尾崎久仁子国際刑事裁判所判事、辻優駐オランダ日本国大使からもお話を聞く機会に恵まれました。

特に、昨今の国家間の関係の変動を考えると、今後更に国内法と国際法の関係は緊密化していくことになり、国内事案についても、

国際法的な観点が重要になっていくとのご指摘は重要だと思いました。

5 その他

昨年度の判事補海外留学研究員である道場判事補からご紹介いただき、フランクフルト地方裁判所の [REDACTED] にお会いすることができました。EU の経済の中心地であることもあり、フランクフルト地方裁判所では特に企業が当事者となる訴訟が非常に多いなど、マインツ地方裁判所とは少し事件傾向が異なっているように感じられました。また、裁判所自体の規模も非常に大きく、複数の建物が縦横に繋がれているため、うっかりすると迷ってしまいそうでした。

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第10回）

氏名 久保 雅志	所属庁・官職 名古屋地方裁判所判事補	派遣先 ドイツ連邦共和国
提出書面 平成26年8月19日付け報告書簡（7頁）		
報告期間中の日程の概略（平成26年6月30日～7月28日） 6月30日～7月4日 マインツ労働裁判所において研修 7月7日～7月11日 マインツ社会裁判所・ラインラント・プファルツ州社会裁判所において研修 7月14日～7月18日 マインツ行政裁判所において研修 7月22日 マインツ地方裁判所への挨拶 7月27日 フランクフルト国際空港を出発 7月28日 成田空港到着		
キーワード欄 ・ 労働裁判所 ・ 社会裁判所 ・ 行政裁判所		

平成26年8月19日

最高裁判所事務総局秘書課長 堀 田 眞 哉 殿

平成25年度判事補海外留学研究員（ドイツ）

名古屋地方裁判所判事補 久 保 雅 志

1 マインツ労働裁判所において研修

- (1) 6月30日から1週間、マインツ労働裁判所において研修をさせていただきました。マインツ労働裁判所の裁判官は7人で、うちマインツに5人、近郊の都市であるバード・クロイツナッハに2人が勤務しているとのことでした。
- (2) 1週間という短い期間でしたが、特に興味深いと思った点として、以下の点があります。

ア 名誉職裁判官について

ドイツでは、刑事事件のほかに労働裁判所の事件、社会裁判所の事件、行政裁判所の事件などで職業裁判官以外の裁判官（名誉職裁判官）が審理に立ち会う場合があります、それぞれ制度が少しずつ違っており、興味深いです。

特に、労働裁判所の名誉職裁判官は、期日毎に労使の代表者として1人ずつ選ばれますが、裁判所に来るのは1年に2、3回程度であり、続行期日となった場合は別の方が来ることになるとのことでした（刑事事件の参審員は、続けて2、3日担当することもあるようでした。）。

イ 和解期日について

労働事件について訴訟が提起されると、概ね3週間以内に、裁判官が一人で担当する和解を目指した期日を設定するとのこと、傍聴させていただいた事件では10件中6件が和解で終

了していました（なお、和解ができないと証拠調べとなりますが、4か月後の11月くらいからの指定となっていました。）。統計上も、労働事件のうち、和解で終了するのが全体の約60%で、その場合、平均審理期間は約2.6か月（ただし、和解で終了する事案については、1か月以内に終了するものは約36%、1か月以上3か月以内に終了するものが約35%となっています。）、対席判決まで至るのは約7%となっています（この場合の平均審理期間は5.7か月）。

特に労働事件は、和解のための期日が早期に設定されることもあり、当事者において、裁判手続に入る前に訴訟外で事前交渉しておくというよりは、裁判所における手続を重視し、和解での終了の可能性が高くても訴訟を提起する傾向があるとのことでした。実際に和解ができる場合は、10分程度の議論で和解に至る場合も多かったです。

なお、和解の際には、撤回権を留保した形で和解がされることも多く、裁判官にお尋ねしたところ、撤回権が行使される割合は20～30%程度ではないかとのことでした。

ウ 法律相談

司法補助官による法律相談に同席させていただく機会がありました。マインツ労働裁判所では、毎日午前中に4件程度ずつ相談を入れているとのことで、事案自体も比較的シンプルなものが多く、私が同席させていただいた範囲では、全て訴状を作成して終了していました。

なお、担当されていた司法補助官は、研修所を卒業後約20年間労働裁判所で勤務されているとのことでした。

2 マインツ社会裁判所、ラインラント・プファルツ州社会裁判所に

において研修

- (1) 社会裁判所は、主として Sozialgesetzbuch（社会法典と訳されることが多いように思われます。）に規定されている、社会保険関係の事件を取り扱う裁判所ですが、同法典上の権利でも行政裁判所などで取り扱われる分野もあり、構造は複雑です。基本的には、社会保険の類型毎に担当する裁判官が割り当てられており、私の研修は、午前中は期日を傍聴してその後質問等をし、午後は翌日期日を傍聴する予定の裁判官のところで担当されている社会保障の内容と事件の概要を説明していただくという流れで行い、充実した研修ができたように思います。

なお、マインツ社会裁判所（第一審を担当）とラインラント・プファルツ州社会裁判所（控訴審を担当）は同じ建物の1階と3階にあります。

- (2) 社会裁判所の実務について、特に興味深いと思った点として、以下の点があります。

ア 社会裁判所の特長について

社会裁判所の特長として、様々な裁判官が指摘されたのは、"Klägerfreundlich"（「原告に優しい」といった感じでしょうか。）という性質です。大枠の発想としては、社会保障を適切に受けられないという事態を避けようというものではないかと思うのですが、たとえば、通常の民事手続や行政裁判所での手続と異なり、社会裁判所での手続については原則として訴訟費用の予納義務がなく、さらには訴訟において行われる鑑定などにも費用の予納の必要がないこと、基本的に原告には対象となる処分の特定が求められているだけなので、訴状にはとりあえず「このような処分を受けたので、審査して欲しい。」と

書いてあれば、処分の違法性などは特に記載がなくてもよいとされていることなどがその現れであるとのことでした。

イ 名誉職裁判官について

社会裁判所は、1 審段階から連邦社会裁判所における手続まで、いずれも名誉職裁判官が審理に加わることがあるとのことでしたが、訴訟の類型に応じて、どのような分野から名誉職裁判官を選ぶか決められています。労働事件と同様に、専門的知識のある方が選ばれることになりますが、傍聴した事件では、名誉職裁判官はいずれも労働裁判所の名誉職裁判官より年配の方でした。

ウ 鑑定多用

社会裁判所で管轄する手続には、労災保険や障害年金にあたる分野なども含まれており、「障害の等級」や「可能稼働時間」について争われることが非常に多いため、複数の鑑定がされることも珍しくないとのことでした。その影響もあるのではないかと思います。社会裁判所の手続の平均審理期間は約 1 4 か月（ただし、判決で終了する事案に限定すれば約 2 3 か月）と長めになっています。

3 マインツ行政裁判所において研修

- (1) 行政裁判所は、一般的な行政事件を担当する裁判所で、マインツ地方裁判所、マインツ区裁判所に隣接する建物に所在し、建物の一部を社会裁判所や区裁判所などと共有しています。行政裁判所は、社会裁判所や、税務訴訟を担当する財政裁判所が担当するもの以外の一般的な行政事件を担当しますが、たとえば税金関係でも教会税などは行政裁判所が担当ですし、また、ワインの産地であるというマインツの土地柄を反映してか、ワイン法関連の事

件もあるとのことでした（ただし、この類型の事件の記録には特に接しませんでした。）。一方、行政事件の約3割を占める外国人の庇護事件については、ラインラント・プファルツ州では、西部にあるトリーア行政裁判所に集中しているとのことでした。

労働裁判所や社会裁判所に比べると件数自体は少なく、記録の検討を中心に研修を行いました。

なお、私が研修した時期と同じ時期にギムナジウムの生徒2名も実習に来ていました。

- (2) 行政裁判所も、1週間という短い期間の研修でしたが、特に興味深いと思った点としては、以下の点があります。

ア 記録の管理について

行政裁判所では、多くの書記官の机にそれぞれスキャナが設置されており、提出された書類はPDFファイルにし、一部の行政庁に対する送達なども電子メールで行っているとのことでした。また、訴訟提起があると、ほぼ自動的に、行政庁から一件記録を取り寄せているようでした。

イ 訴訟費用の取り扱い

行政裁判所の事件についても、訴訟費用の予納義務はありません。もっとも、当事者が弁護士に依頼している場合（行政裁判所では、控訴審の段階から弁護士強制となります。）、最終的にはその弁護士費用が敗訴者負担になることには変わりありません。そのため、一度、連邦行政裁判所まで争われて被告側が敗訴した事件の記録をみせていただきましたが、訴訟で争われている金額より遥かに多い訴訟費用（大半は弁護士の報酬及び連邦行政裁判所所在のライプツィヒまでの交通費）が発生している例もありました。

ウ その他

行政裁判所の管轄する事件では、古い法律関係が問題となる
ことがあり、たとえば、ラインラント・プファルツ州のうち、
マインツは以前ヘッセン州の領域にあったため、時期によって
は当時のヘッセン州法が、同様に北部の都市であるコブレンツ
は以前プロイセンの領域であったため当時のプロイセン法が、
西部のトリアーはフランス領であったため当時のフランス法
が、南部のプファルツ地域は以前バイエルンの領域であったた
め当時のバイエルン法がそれぞれ適用される場合があるとのこ
とでした。ドイツの歴史を感じさせられる事情だと感じました。

4 その他

- (1) 6月から7月にかけて、サッカーのワールドカップがありまし
た。結果的にドイツが優勝したこともあり、その時期は裁判所でもその話題で持ち切りといった雰囲気でした。
- (2) 7月の最終週は、主として帰国のための準備に宛て、また、その合間に裁判所での挨拶などをいたしました。

なお、ドイツで一度住民登録をした場合、ドイツ国内で転居する場合は、別の都市で住民登録をすれば自動的に以前の住民登録は変更されるため特段の手続は不要であるとのことでしたが、国外に転居する場合は特に解除の手続が必要であるとのことでした。

また、一度マインツのライン川を挟んで対岸にあるヘッセン州都ヴィースバーデン地方裁判所も訪問しました。古い建物を修復しながら使用しているマインツと異なり、ヴィースバーデンの州裁判所は、おそらく裁判所専用の建物として設計、建築されているようでした。また、一つの建物に区裁判所、地方裁判所、検察

庁，行政裁判所，社会裁判所，労働裁判所が入っており，全体としては”Justizzentrum”という名前が付けられていました。ここでも，やはり検察庁が同じ建物にあるというのが興味深かったです。

なお，期日の表示等は電子的に管理されているようで，法廷の前のほか，食堂でも大きなディスプレイに期日の予定が表示されており，駅の待合室のようでした。

以上